

1 令和3年第10回稲城市農業委員会総会を招集する。

2日 時 令和3年10月11日(月)
開議 午後2時00分
閉議 午後2時30分

3会 場 地域振興プラザ 大会議室

4出席委員

1番 松本 信之	2番 塩野 清隆	3番 馬場 実
	5番 佐脇 博吏	6番 鈴木 明弘
7番 高野 進	8番 小池 喜一郎	9番 大塚 謙一
10番 中山 賢二	11番 高橋 昌司	12番 笹久保 橋寿

5欠席委員

4番 伊勢川 岩根

6事務局

局長	関 口 美 鈴
係長	松 村 孝 幸
書記	原 島 啓 太

1. 議 題

- (1) 会議録署名委員の選出
- (2) 第15号議案 令和4年度農業施策要望について
- (3) 第16号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明について
- (4) 第17号議案 生産緑地法第10条の規定に基づく主たる従事者証明について
- (5) 第31号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (6) 第32号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について

議 長 本日は、伊勢川委員が欠席です。従いまして農業委員会会議規則第6条の規定により本会議は成立いたします。なお、会期については本日1日とします。ただいまより、令和3年第10回稲城市農業委員会総会を開会します。それでは日程1、会議録署名委員の選出について議題といたします。これにつきましては議長から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしという事ですので、それでは、12番 笹久保 橋寿君、1番 松本 信之君を指名いたします。次に日程2、第15号議案 令和4年度農業施策要望について議題といたします。事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに説明する。)

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。質疑のある方お願いします。ありませんか？

議 長 質疑がありませんので、採決いたします。第15号議案 令和4年度農業施策要望について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第15号議案については承認されました。次に日程3、第16号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明について議題といたします。第16号議案について事務局説明願います。

事務局

(議案書をもとに説明する)

なお、受付番号 358 号については令和 3 年 9 月 29 日に地元委員の佐脇委員と現地調査を実施しております。

議長

それでは受付番号 358 号について佐脇委員より説明願います。

佐脇委員

5 番委員の佐脇です。受付番号 358 号につきましては、令和 3 年 9 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。結果、写真をご覧のとおり、申請どおり適格者であることを確認してまいりましたので報告といたします。以上です。

議長

事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。

議長

質疑がありませんので、採決いたします。第 16 号議案 相続税納税猶予に関する適格者証明について、承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。したがって第 16 号議案については承認されました。次に日程 4、第 17 号議案 生産緑地法第 10 条の規定に基づく主たる従事者証明について議題といたします。事務局説明願います。

事務局

(議案書をもとに説明する)

なお、受付番号 189 号につきましては、令和 3 年 9 月 15 日に地元委員の馬場委員と、受付番号 190 号につきましては、令和 3 年 9 月 15 日に地元委員の伊勢川委員と現地確認を行っております。

議 長 それでは受付番号 189 号について、馬場委員より説明願います。

馬場委員 3 番委員の馬場です。受付番号 189 号については、令和 3 年 9 月 15 日に事務局と現地確認を行った結果、主たる従事者証明を出して問題のない土地であることを確認しております。以上です。

議 長 事務局ならびに地元委員の説明が終わりました。質疑・意見のある方の発言をお受けいたします。質疑のある方お願いします。ありませんか？

議 長 質疑がありませんので、採決いたします。第 17 号議案 生産緑地法第 10 条の規定に基づく主たる従事者証明について承認される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。したがって第 17 号議案については承認されました。次に日程 5、第 31 号報告 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について議題といたします。事務局報告願います。

事務局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第 2 条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。ありますか？

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。次に日程6、第32号報告 相続税納税猶予の適用に関する証明書の発行について議題といたします。ここで、稲城市農業委員会会議規則第10条の規定により委員会の委員は自己又はその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することは出来ないとあります。今回高橋委員の案件がありますので、稲城市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、高橋委員が退席します。

(高橋委員が退席)

議 長 それでは、まず高橋委員の案件から説明をお願いいたします。

事 務 局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。高橋委員が席に戻りますので暫時休憩いたします。

(高橋委員が着席)

議 長 再開します。それでは第32号報告残りの案件について事務局説明願います。

事 務 局 (議案書をもとに朗読する。)

議 長 事務局の報告が終わりました。会長専決規程第2条に基づき届出を専決したので、ご承認をお願いします。報告事項でございますが、質疑のある方の発言をお受けします。よろしくお願いいたします。

議 長 質疑がありませんので、打ち切ります。以上で、本日の全日程が終了しましたので、令和3年第10回稲城市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時30分閉会)